

南部町公共料金審議会

第 1 回

令和2年12月14日（月）午後7時00～
南部町役場 法勝寺庁舎2階 大会議室

《目次》

- P 1 ～ 南部町公共料金審議会条例・構成委員
- P 3 公営企業とは
- P 4 ～ 南部町水道事業の現況について
- P 9 ～ 南部町水道施設の更新について

《その他参考資料》

- ・南部町水道料金表（令和2年度改定版）

○南部町公共料金審議会条例

平成16年10月1日

条例第56号

(設置)

第1条 町長の諮問に応じ、上水道料金、簡易水道料金、公共下水道使用料、農業集落排水施設使用料、合併処理浄化槽使用料及び町営住宅家賃(以下「公共料金」という。)を審議するため、南部町公共料金審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(諮問)

第2条 町長は、使用料金に関する条例を議会に提案しようとするときは、あらかじめ当該公共料金について審議会の意見を聴くものとする。

(委員)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験のある者

(2) 民間団体の代表者

(3) 南部町の区域内の公共的団体等の代表者その他南部町に居住する者

3 委員は、諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、公共料金の種類に応じ、各担当課で処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

この条例は、公布の日から施行する。

南部町公共料金審議会 構成委員

(任期：委嘱の日～令和3年3月31日まで)

	委員名	構成	備考
1	板 利喜夫	学識経験者	法勝寺
2	岡田 律子	学識経験者	あいみ手間山
3	吉持 義昭	学識経験者	大国
4	六宮 千寿	学識経験者	あいみ手間山
5	高橋 護	民間団体代表者	法勝寺
6	武田 奈々	住民	天津

南部町の水道は公営企業にて運営しております。

● 公営企業とは？

- ⇒ ・ 民間企業ではなく、地方公共団体が経営すべき事業
- ⇒ ・ 民間企業と同様、経費を事業経営に伴う収入をもって充てる事業

特徴1 公営性

利潤を生みにくいが住民にとって不可欠な事業。
民間企業が利潤の追求を目的として経営されているのに対して、住民の福祉の増進を目的として経営。

特徴2 企業性

住民負担の衡平及び能率的経営（費用の最小性）。
「経営の見える化」。

特徴3 独立採算制

経営に伴う経費は、その収入をもって充てなければならない。
経営に必要な費用は、水道料金収入でまかなう必要がある。

● 南部町水道事業の現況について

① 施設の状況

近年、ニュース等でも話題となっておりますが、南部町を含めた国内の水道管等の多くの施設は高度経済成長期に布設しており、法定耐用年数（水道管は40年）をすでに経過しています。

→老朽施設の更新（費用）が大きな課題です。

（水道）管路経年化率	全国平均	約 13.6%
	鳥取県内平均	約 14%

南部町 約 25%

→ 老朽化施設がとても多い！

*** 施設が古いものは、耐震化もできていません。**

※管路等の経年化は、施設更新をしていかないと年々増加していきます。

② 経営の状況

・南部町水道事業 決算推移

単位：千円（税抜）

	25	26	27	28	29	30
収 益	388,801	219,672	216,370	217,113	190,563	182,987
費 用	405,147	229,727	212,232	206,277	202,823	222,834
純利益	▲16,346	▲10,055	4,138	10,836	▲12,260	▲39,847

《参考》 鳥取県内水道会計（平成30年度・上水道）

単位：千円（税抜）

	鳥取	米子	倉吉	岩美	智頭	三朝	湯梨浜	琴浦	北栄	大山	伯耆	江府
収 益	4,752,152	3,424,304	791,420	238,645	78,406	110,561	179,129	310,623	268,326	289,204	235,685	100,624
費 用	4,426,866	3,017,219	742,108	233,668	76,243	98,951	173,422	263,461	214,568	267,371	278,677	135,852
純利益	325,286	407,085	49,312	4,977	2,163	11,610	5,707	47,162	53,758	21,833	▲42,992	▲35,228

南部町水道料金 料金改定（変遷）

平成26年度



平成29年度



令和2年度

地区	用途、口径別	基本料金		従量料金 (1㎡当たり)	
		水量	料金	水量	料金
西伯地区 (上水道) (簡易水道)	一般用	6㎡まで	887.5	7㎡~25㎡	140
				26㎡~50㎡	150
				51㎡~100㎡	155
				100㎡~	160
会見地区 (上水道) (簡易水道)	一般用	6㎡まで	850	7㎡~25㎡	85
				26㎡~50㎡	85
				51㎡~100㎡	90
				100㎡~	100
				50mm~	6,200

地区で異なっていた料金表を統一
※料金の安い会見地区料金に揃えたことで
収益が大幅減
(前ページ参照)

用途	口径 (mm)	基本料金		従量料金 (1㎡当たり)	
		水量	料金	水量	料金
一般用	13	6㎡まで	850		
	20	6㎡まで	1,000	7㎡~25㎡	85
	25	6㎡まで	1,500	26㎡~50㎡	85
				51㎡~100㎡	90
	40	6㎡まで	2,600	100㎡~	100
50	6㎡まで	6,200			

令和5年度の改定単価(予定)
のほぼ中間での料金に改定
(新料金表は別紙のとおり)

用途	口径 (mm)	基本料金		従量料金 (1㎡当たり)	
		水量	料金	水量	料金
一般用	13	6㎡まで	900	7㎡~25㎡	117
				26㎡~50㎡	127
一般用	20	6㎡まで	1,000	51㎡~100㎡	132
				100㎡~	137

●料金比較（一般用／口径13mm／使用水量20㎡³／1か月）（税抜）

H26~	西伯	2,847円
	会見	2,040円



H29~	2,040円
------	--------



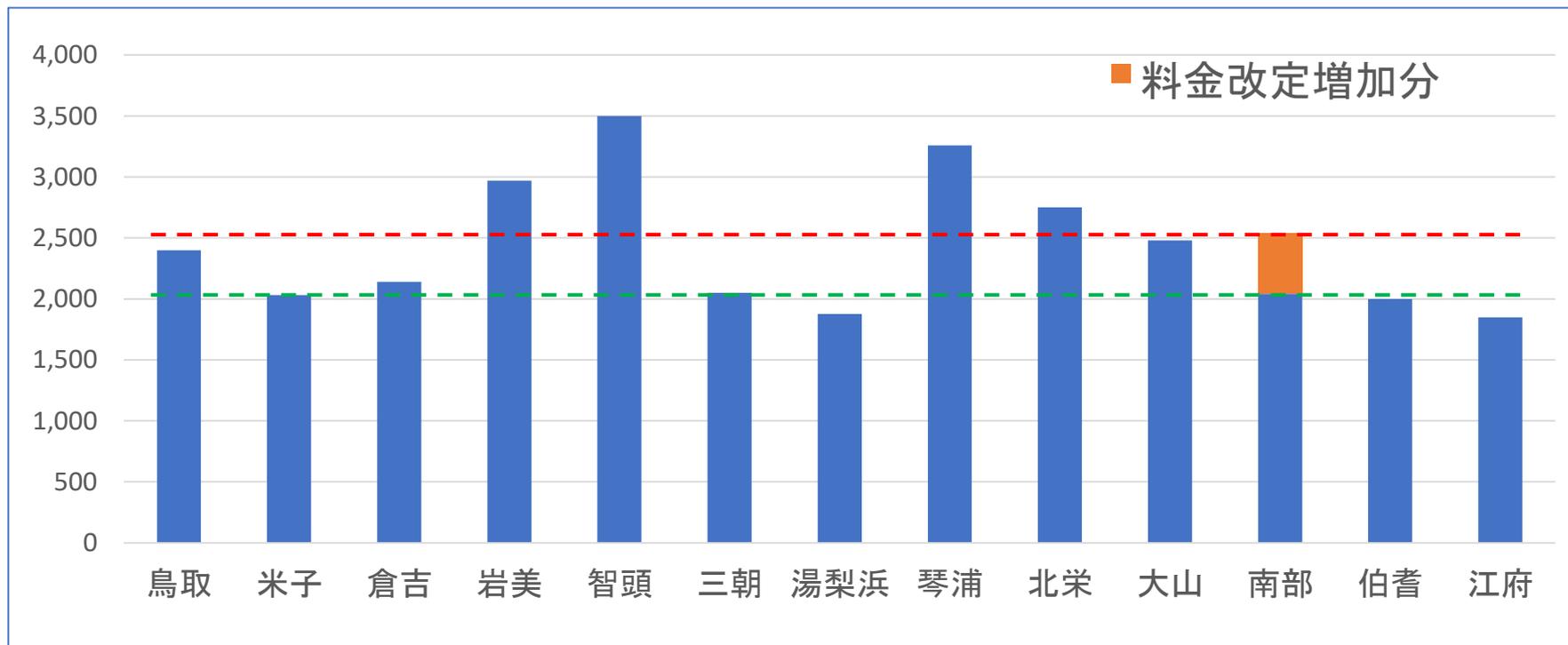
R2.7月~	2,538円
--------	--------

《参考》 鳥取県内水道料金（上水道）

（例）口径13mm・使用水量20m³・1カ月分

単位：円（税抜）

鳥取	米子	倉吉	岩美	智頭	三朝	湯梨浜	琴浦	北栄	大山	南部	伯耆	江府
2,400	2,031	2,141	2,970	3,500	2,050	1,877	3,259	2,750	2,480	2,538	2,000	1,850



※湯梨浜…R3より2,240円に増加予定。

令和2年度 料金改定による収支の影響

単位：千円（税抜）

		R元年度 (決算)	R2年度 (当初予算)
収入	総収益	185,175	204,975
	給水収益	144,923	170,038 (※)
		2,511万円の増収！	
支出	総費用	199,480	207,035
	純利益	▲14,305	▲2,060

(参考) 給水収益 - 推移

26	27	28	29	30
170,987	170,881	172,498	151,599	143,731

(※) 新型コロナウイルスに伴う生活支援のため、R2.7月・9月分の一般用の基本料金を全額免除。
 給水収益（税込）：187,042千円 → 172,412千円（**15,831千円の減収**）
 * 13,300千円（税抜）

コロナ対応としての減収分については、町一般会計補助金（営業外収益）として繰入を行う。
 * 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用。

● 南部町水道施設の更新について

町内での水道管の漏水が頻発しており、件数も年々増加。

水道管の漏水が年々増加！

H29	25件	H30	36件	R元	50件
主な地域		主な地域		主な地域	
東町	5	東町	10	円山	5
鴨部	4	天萬	5	鴨部	4
円山	4	円山	4	能竹	4
武信	3	鴨部	3	天萬	4
宮前	2	田住	2	田住	4

⇒南部町の水道を維持していくためにも、施設の更新を行います。

【直近の更新予定】 円山 → 東西町 → 天萬

※ 更新については、施設の老朽度や実際の漏水多発エリアなどを考慮し、計画を見直しながら実施予定。